



福岡医発第 785 号 (総)

平成 26 年 6 月 13 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

平成 26 年度福岡県農薬安全使用運動の実施について (通知)

標記の件につきまして、福岡県保健医療介護部長、福岡県農林水産部長及び福岡県環境部長より、農薬の使用機会が増える 6 月～8 月にかけて、農薬を使用する食品の安全を確保し、農薬に起因する事故を防止することを目的に、別紙要領のとおり本運動を実施する旨通知がありました。

医療機関としては、別紙要領に記載のとおり、保健福祉（環境）事務所及び市町村等関係機関と連携をとりながら農薬事故の把握及び適切かつ迅速な処置の実施に向けて協力することにあります。

つきましては、貴会におかれましても本運動の趣旨をご理解いただき、貴会会員へご周知頂きますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療安全管理担当理事 島田昇二郎
会長 蒲池 壽

関係団体の長 殿

福岡県保健医療介護部長
(薬務課生産指導係)

福岡県農林水産部長
(食の安全・地産地消課生産安全係)

福岡県環境部長
(環境保全課水質係)

平成26年度福岡県農薬安全使用運動の実施について（通知）

貴殿におかれましては、農薬の安全使用及び適正な保管管理の徹底について、食の安全の確保、事故防止の観点から、関係機関及び関係者に対して指導していただいているところであります。

しかしながら、依然として、農薬ラベルの確認不足等による農薬使用基準の違反事例が見受けられるところです。

このため、農薬を使用する食品の安全確保、農薬に起因する事故防止を目的に、農薬の使用機会が増える6月から8月にかけて、農薬安全使用運動を別紙のとおり実施しますので、運動へのご協力をお願いします。

なお、各市町村、各農業協同組合、各ゴルフ場及び無人ヘリ防除主体へは別途通知しておりますので、申し添えます。

問い合わせ先

福岡県農林水産部食の安全・地産地消課
生産安全係 担当：古賀

電話 092-643-3571（内線3889）

FAX 092-643-3573

平成26年度 福岡県農薬安全使用運動実施要領

福岡県農林水産部食の安全・地産地消課
福岡県保健医療介護部薬務課
福岡県環境部環境保全課

第1 目的

農薬の安全かつ適正な使用により、農産物の安全性確保及び農業生産の安定、農薬使用者を含む県民の健康保持、生活環境の保全を図るため、関係機関の連携による農薬安全使用運動を展開する。

第2 名称

福岡県農薬安全使用運動

第3 実施主体

福岡県

(農林水産部食の安全・地産地消課、保健医療介護部薬務課、環境部環境保全課)

第4 実施期間

農薬の使用機会が多い6月から8月を「農薬安全使用運動」の実施期間とする。

なお、農薬販売者及び農薬使用者に対する啓発活動及び指導取締は、年間を通じて実施する。

第5 運動方針

次の事項を重点に運動を展開する。

1 農薬適正使用と危害防止に係る啓発活動の実施

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 農薬ラベルの確認徹底
(適用作物・使用量や濃度・使用時期・総使用回数・有用生物(みつばち等)への影響)② 散布前における関係者への情報提供の実施
(散布区域に近接するほ場、住宅地、養蜂等の関係者 他)③ 散布時における近隣作物や住宅地等周辺への飛散防止の徹底④ 水田除草剤や本田粒剤の使用後7日間の止水の遵守⑤ 農薬散布後の散布器具(タンク、ホース等)の3回以上の洗浄徹底⑥ 防除履歴の正確な記帳推進 |
|---|

2 農薬使用者・農薬販売者等への関係法令(農薬取締法、毒物及び劇物取締法、食品衛生法等)遵守の徹底

3 関係機関との連携による農薬事故の把握及び適切かつ迅速な処置の実施

第6 実施事項

1 広報の実施

本運動の実施について、広く県民への周知を図るため、関係機関の協力のもと多様な広報手段を活用して広報活動を行う。

2 資料の作成と配布

農薬による事故を未然に防ぐため、各種資料を作成配布して啓発を行う。

3 農薬販売者・使用者に対する啓発・指導

(1) 農薬安全使用講習会の開催

農薬安全使用運動の実施期間中に農薬販売者及び農薬使用者等を対象とした講習会を開催する。

ア 農薬販売者向け

農薬の販売に係る関係法令の説明、農薬購入者に対する農薬の使用基準や注意事項の説明の徹底、その他必要事項

イ 農薬使用者等向け

農薬の使用に係る関係法令の説明、農薬安全使用対策、その他必要事項

(2) 農薬販売者への指導取締

保健福祉(環境)事務所長との連携を密にし、農薬販売者や農薬使用者の農薬取扱者を対象に農薬取締法及び毒物及び劇物取締法に基づく立入検査の実施により指導の徹底を図る。

4 医療機関等との連携

事故が発生した場合に適切な処置ができるよう、農薬中毒の症状と治療法について解説した資料を医療機関に配付する。

5 農薬事故の指導対策

保健福祉(環境)事務所長、医療機関、市町村等関係機関との連携を密にして、農薬に係る事故状況を正確に把握し、事故の再発防止に向けた指導、啓発に努める。

今年度	前年度
平成26年度 福岡県農薬安全使用運動実施要領	平成25年度 福岡県農薬安全使用運動実施要領
福岡県農林水産部食の安全・地産地消課 福岡県保健医療介護部薬務課 福岡県環境部環境保全課	
第1 目的 農薬の安全かつ適正な使用により、農産物の安全性確保及び農業生産の安定、農薬使用者を含む県民の健康保持、生活環境の保全を図るため、関係機関の連携による農薬安全使用運動を展開する。	第1 目的 農薬の安全かつ適正な使用により、農産物の安全性確保及び農業生産の安定、農薬使用者を含む県民の健康保持、生活環境の保全を図るため、関係機関の連携による農薬安全使用運動を展開する。
第2 名称 福岡県農薬安全使用運動	第2 名称 福岡県農薬安全使用運動
第3 実施主体 福岡県 (農林水産部食の安全・地産地消課、保健医療介護部薬務課、環境部環境保全課)	第3 実施主体 福岡県
第4 実施期間 農薬の使用機会が多い6月から8月を本運動の実施期間とする。 なお、 <u>農薬販売者及び農薬使用者に対する啓発活動及び指導取締は、年間を通じて実施する。</u>	第4 実施期間 農薬の使用機会が多い6月から8月を「農薬安全使用運動」の実施期間とする。 <u>ただし、啓発活動及び指導取締は年間を通じて実施する。</u>
第5 運動方針 次の事項を重点に運動を展開する。 1 農薬適正使用と危害防止に係る啓発活動の実施 ① 農薬ラベルの <u>確認徹底</u> (適用作物・使用量や濃度・使用時期・総使用回数・有用生物(みつばち等)への影響) ② 散布前における <u>関係者への情報提供の実施</u> (散布区域に近接するほ場、住宅地、養蜂等の関係者 他) ③ 散布時における <u>近隣作物や住宅地等周辺への飛散防止の徹底</u> ④ 水田除草剤や本田粒剤の <u>使用後7日間の止水の遵守</u> ⑤ <u>農薬散布後の散布器具(タンク、ホース等)の3回以上の洗浄徹底</u> ⑥ 防除履歴の <u>正確な記帳推進</u> 2 農薬使用者・農薬販売者等への関係法令(農薬取締法、毒物及び劇物取締法、食品衛生法等)遵守の徹底 3 <u>関係機関との連携による農薬事故の把握及び適切かつ迅速な処置の実施</u>	第5 運動方針 次の事項を重点に運動を展開する。 1 農薬適正使用と危害防止の啓発活動の実施 ① 農薬ラベル <u>確認の徹底</u> (適用作物・使用量や濃度・使用時期・総使用回数・有用生物(みつばち等)への影響) ② 散布前における <u>情報提供の実施</u> (散布区域に近接するほ場、住宅地、養蜂等の関係者 他) ③ 散布時には <u>近隣作物や住宅地等周辺への飛散防止を徹底</u> ④ 水田除草剤や本田粒剤は、 <u>使用後7日間の止水を遵守</u> ⑤ 散布後は必ず散布器具(タンク、ホース等)を3回洗浄 ⑥ 防除履歴の <u>正確な記帳</u> 2 <u>農薬販売時に農薬購入者に対する農薬安全使用の「声かけ運動」を実施</u> 3 <u>農薬使用者・農薬販売者等の関係法令(農薬取締法、毒物及び劇物取締法、食品衛生法等)遵守の徹底</u> 4 <u>医療機関との連携による農薬事故の把握及び適切かつ迅速な処置の実施</u> 5 <u>農薬指導士等による各職域における農薬安全使用運動の展開</u> 6 <u>航空防除における農薬安全使用の徹底</u> 7 <u>地域農薬安全使用協議会を核とした農薬安全使用啓発活動の強化</u>

今年度	前年度
第6 実施事項 1 広報の実施 本運動の実施について、広く県民への周知を図るため、関係機関の協力のもと多様な広報手段を活用して広報活動を行う。 2 資料の作成と配布 農薬による事故を未然に防ぐため、各種資料を作成配布して啓発を行う。 3 農薬販売者・使用者に対する啓発・指導 (1) 農薬安全使用講習会の開催 農薬安全使用運動の実施期間中に農薬販売者及び農薬使用者等を対象とした講習会を開催する。 ア 農薬販売者向け 農薬の販売に係る関係法令の説明、農薬購入者に対する農薬の使用基準や注意事項の説明の徹底、その他必要事項 イ 農薬使用者等向け 農薬の使用に係る関係法令の説明、農薬安全使用対策、その他必要事項 (2) 農薬販売者への指導取締 保健福祉(環境)事務所長との連携を密にし、農薬販売者や農薬使用者の農薬取扱者を対象に農薬取締法及び毒物及び劇物取締法に基づく立入検査の実施により指導の徹底を図る。 4 医療機関等との連携 事故が発生した場合に適切な処置ができるよう、農薬中毒の症状と治療法について解説した資料を医療機関に配付する。 5 農薬事故の指導対策 保健福祉(環境)事務所長、医療機関、市町村等関係機関との連携を密にして、農薬に係る事故状況を正確に把握し、事故の再発防止に向けた指導、啓発に努める。	第6 実施事項 1 県域段階の実施事項 福岡県は、農林水産部、保健医療介護部のほか、関係機関及び団体との緊密な連携を図り、その連携のもとに本運動を実施する。 (1) 広報の実施 関係機関の協力のもと、広く県民への周知を図るため、多様な広報手段を活用して広報活動を行う。 (2) 資料の作成と配布 農薬による事故を未然に防ぐため、各種資料を作成配布して啓発を行う。 また、「声かけ運動」として、農薬販売店から購入者に対し、使用基準や注意事項の説明を徹底する。 (3) 医療機関等との連携 食の安全・地産地消課長は、事故が発生した場合に適切な処置ができるよう医療機関等に対し農薬中毒の症状と治療法について解説した資料を配付する。 2 地域段階の実施事項 (1) 病虫害防除所長及び保健福祉(環境)事務所長は、両者協力の上、本運動の趣旨の徹底を図るとともに、啓発に努める。 ア 講習会の開催 病虫害防除所長は、保健福祉(環境)事務所長とともに、市町村、農業協同組合、農薬販売者、農薬使用者、農産物直売所関係者及びゴルフ場関係者等を対象に農薬安全使用対策、農薬の販売・使用に係る関係法令、その他必要な事項について、農薬安全使用運動の実施期間中に講習会を開催する。 イ 農薬使用者に対する指導 病虫害防除所長は、普及指導センター、農業協同組合等地域の指導関係機関と連携して、農薬使用者に対し、農薬使用基準の遵守、農薬使用上の注意事項、農薬の保管管理等について指導徹底を図る。 ウ 農薬販売者等の指導取締 病虫害防除所長及び保健福祉(環境)事務所長は、連携を密にし、農薬販売者や農薬使用者等の農薬取扱者を対象に農薬取締法及び毒物及び劇物取締法に基づく立入検査の強化等により指導等の徹底を図る。 (2) 職域における啓発 農薬の取り扱いや使用について指導的立場にある農薬指導士を核に、職域における農薬適正使用の取組を徹底する。 (3) 無人ヘリコプターの安全対策 地域段階における無人ヘリコプターの安全対策の強化を図る。 (4) 地域農薬安全使用対策協議会の活動強化 各地域の農薬安全使用対策協議会の活動を強化し、地域段階における農薬適正使用と危害防止の啓発等農薬安全使用対策を徹底する。

今年度	前年度
	(5) <u>農薬事故の指導対策</u> ア <u>農薬事故の把握</u> 保健福祉(環境)事務所長は、管内医療機関等との連携を密にして、農薬事故の把握に努める。 イ <u>農薬事故の報告</u> 保健福祉(環境)事務所長及び病虫害防除所長は、農薬に係る事故状況を把握し、関係各部長に事故を報告するとともに、事故の再発防止に向けた指導、啓発に努めるものとする。 福岡県農林水産部食の安全・地産地消課 福岡県保健医療介護部薬務課